

建中元年朱巨川奏授告身と唐の考課 (下)

大庭脩

五

私は、第一・二節において告身式及び朱巨川奏授告身をとりあげてその誤脱を訂正し、第三・四節においては、奏授告身に細字で書きいれてある朱巨川の官歴を理解する為の前提として、唐の考課の制度をのべ、日本のそれに及んだ。そこで本節ではいよいよ朱巨川の官歴そのものについての告身の注記をとりあげるべき段階となった。

朱巨川という人の伝は、正史にはない。彼の告身は第一節でものべたように三通存し、告身としては古来有名なのであるが、彼がどういふ人物かということについては興味ももたれなかつたし、調査もされてない様である。しかし、幸いなことに彼よりやや先輩にあたる李紓が草した「故中書舍人呉郡朱府君神道碑」の一文が文苑英華八百九十四におさめられていて、巨川の生卒年代まで詳しくわかるのである。そこで私は、告身と神道碑とを用いて朱巨川の昇進のあとをたどり、唐の官人の昇進の例をみたいと思

う。

朱巨川、字は徳源、嘉興の人であるという。李紓によれば、

朱氏之先、出自顓頊呉回後也、建国曰邾、有儀父勤王之義、去邑為朱、有平原佐漢之績、博以忠輔頭、雲以義烈聞、從呉為世家、在晋為冠族。

と、漢の朱博、朱雲の後であることになっているが、呉・晋の頃に特記すべき人のないことは、さほどの名族でもないらしく、ただ古くから江南地方にいた一族であったことは疑いない。曾祖父伯道は襄州司馬(従五品下)、祖父貞は筠州豊利県令(従六品上)、父循は贈太子洗馬(従五品上)であつて、巨川は循の長男、建中四年三月九日に五十九才で病死したというから開元十三年生れということになる。そこで彼の官歴であるが、奏授告身の注記(以下注記と略称する)を再録してみよう。

用父贈太子洗馬蔭、合結儒林郎正玖品上、任試大理司直兼豪州鍾離県令、經考式並中上、任兼監察御史、經考參

並中中、任右補闕内供奉、經考肆考中中參年勞上考、其準大歷十四年六月一日及今年正月五日制、并行事加階、明經加卷階、計卷拾陸階、合正陸品上叙。

この奏授告身は建中元年八月廿二日附である。すなわち朱巨川の五十六才のときにあたる。ところが、第一節に少しふれた大歷三年の勅授告身があるが、それは後にひくように大理評事兼豪州鍾離縣令に試任する告身である。そうするとこれが、注記第二行の「任試大理司直兼豪州鍾離縣令」とあるときの告身ではないかと考えられる。勅授告身は大理評事、注記は大理司直となっている点に違いはあるが、その点さえ解決すれば、注記の最初にでてくる職事官に任ぜられた時期が大歷三年で彼の四十四才の時とおさえることができる。これは甚だ重要な手がかりなのである、というのは、大歷三年は紀元七六八年、建中元年は紀元七八〇年で、その間が十二年である。この年数は四考を考滿とする、いゝかえれば四年を一考限とする唐の規定より三度の考限を経過したことになり、それがそれゝ注記の中の「經考式、經考參、經考肆」にあたるのではないかと考えられるからである。考式、考參、考肆の語はいろゝに考えることが可能である。これを二考、三考、四考とみると、一考限内の二・三・四考ともとれるし、二考限、三考限、四考限ともとれる。先のようにとると一考限内の第二年目、第三年目、第四年目ということになって全体で四年間のことになり、十六階昇進を四年間のこととするのは早すぎるし、並中上、並中中などある考課の評定の並とい

う字の意味がなくなる。また、後のようにとると八年、十二年、十六年となって合計三十六年間のことになり、これでは長きに失するし、朱巨川が死ぬのが五十九才であるから勅授告身の年代とあわなくなり、具合が悪い。それで結局第二の四年、第三の四年、第四の四年ととるのが最も穩当な解釈であるのだが、その根拠をはっきり与えることになり、唐の官人昇進制度に明確な基準をしめし得ることになる。

そこで、まず大歷三年の彼の勅授告身をとりあげてみよう。この告身は第一節にふれたところの、仁井田博士の紹介された經訓堂法帖に収められたものゝほか、快雪堂法帖にも収められ、古來徐浩の書として伝えられている。たゞ快雪堂帖の方は尚書省の官名が省略されているため、史料的価値は劣る。いま經訓堂帖にしたがって記してみると次の通りである。

陸州録事參軍朱巨川

右可試大理評

事兼豪州鍾離

縣令

勅左衛兵曹參軍莊若

訥等氣質端和芸理優

暢早階秀茂俱列士林

或見義為勇或登高能

賦權居品位咸副才名

宜祿乃官允茲良選可

依前件

大曆三年八月四日

奉

勅如右牒到奉行

大曆三年八月 日

侍 中 使

門下侍郎平章事

給事 中 密

金紫光祿大夫吏部尚書

銀青光祿大夫行吏部侍郎

朝議大夫守吏部侍郎

尚書左丞上柱國

告試大理評事兼豪州

鍾離縣令朱巨川奉

勅如右符到奉行

主事 仙

郎中 璽

令史 袁琳

書令史

大曆三年八月 日下

中書令使
中書侍郎平章事臣元載宣
知制誥臣邵節奉行

八月 日 時 都 事
左 司 郎 中

大理評事は従八品下階の職事官で、注記にあるように大理司直であるとすれば従六品上階の職事官となる。豪州鍾離県は上州の緊級の県であるから、その県令は従六品上階の官である。ところが、その後朱巨川が転じた監察御史は正八品上階、右補闕は従七品上階相当の職事官であることを考えると、従六品上階の職事官を、いかに試任とはいえず二官も兼ねるのは不自然の様に思われる。従って、大理評事の方が蓋然性は遙かに強い。しかし、両告身の比較では解決がつかないから、「神道碑」を参照してみるに、濠州独孤及、懸託文契、举授鍾離県令、兼大理評事、沔鄂聯帥、独孤問俗、忻慕土程、表為從事。

とあり、右の推定が正しいことを認めうる。金石萃編に収められた奏授告身は、第二節で考証したように誤脱の多いものであるが、こゝにおいても大理司直は大理評事の誤りであることを指摘せねばならない。

以上の考察の結果、大理評事兼豪州鍾離県令に試任された時は大曆三年八月と決定できそれにもなつて考式、考参、考肆の解釈も先述の仮定に従つてよいことになる。つまり大曆三年八月から大曆七年七月までが試大理評事兼豪州鍾離県令で、その間の評定は每考中上であつたわけである。

注記の最後に「計壹拾陸階、合正陸品上叙」とあるが、正六品上は従九品下より数えて十六階目にあたる。この文は朱巨川の考課を総計すると十六階あるから朝議郎（正六品上相当の文散官）を与えてよいということである。そこ

で考式においては毎考中上であるから、これが何階に相当するかというに、第三節にのべた様に六典考功郎中の条の注には

内外六品已下四考滿、皆中中考因選進一階、每二中上考、又進兩階。

となつており、この標準によれば彼の場合は四考すべて中上であつたのだから四階をすめられることになる筈である。

ところがこゝでちよつと難かしい問題がある。それは六典の注の文に「又進兩階」とある又の解釈である。この又は、「皆中中考因選進一階」という文の「進一階」に對しているから一階進めたその上に又ということであろう。そうすると朱巨川のこの場合では五階進めることになる。この解釈はまんざら根拠がないわけではない。それは養老選敍令の遷代の条に

凡初位以上、長上官遷代、皆以六考為限、六考中中進一階敍、每三考中上、及二考上下、并一考上中、各又進一階敍、一考上上進二階敍、其進加四階、及計考應至五位以上、奏聞別敍。

との条文があり、令義解では

謂假令、六考之内、三考中上、二考上下、一考上中者、合敍四階。若六考上上者合進十三階、其一階者、是中中初基之階也。

といつて、中中初基の階というものを認め、令集解の中に

或云、問、六考上上可敍十二階、而何叙十三階哉、答、文称各又之故加耳。

という問答もあるからである。こゝで五階昇るとすれば、養老令では「奏聞別敍」の部類に入る。これに匹適する規定は唐令にもあつたのだから、今日には残っていない。

次に大歴七年八月から十一年七月までの考參にあたる四年間であるが、注記によれば、

任兼監察御史、經考參並中中。

とある。こゝにいう兼の字は、注記のみでは大理評事兼監察御史なのか、或いは豪州鍾離令兼監察御史なのかと疑いを抱くわけであるが、「神道碑」をみると、

授殿中監察等御史

とある。従つて、殿中御史兼監察御史ということではあるまいか。この間の評定は並に中中であるから、先に述べた理により、中中初基の階一階が与えられた筈である。

考肆は大歴十一年八月から建中元年七月までの四年間である。この間、注記によれば右補闕に任ぜられ内供奉を命じられたとなつている。ところが神道碑には

本州牧御史大夫李涵、推善里仁、拜章特徵、薦左補闕内供奉。

としていて、左右の違いがある。この字の違いは屢々おこりうることで、いづれが是かはにわかには定めることはできない。右補闕も左補闕も天子の左右にあつて「國家に過闕あらば之を補正する」六典注ことを職としているが、たゞ左補闕は門下省、右補闕は中書省に所屬する。朱巨川はこ

の後起居舎人知制誥となり、再転して中書舎人となるから、中書省の系統を昇進しているという点からいえば右補闕である可能性が強いかも知れない。それで私は、一応右補闕であったとしておく。さて、この四年間の評定は、金石萃編の注記では、

經考肆、沓中中、參年勞上考。

となっており、詳細にみれば參と年との間に空格がある。このまゝでははっきりわからない評定であるが、幸いにも戲鴻堂法帖のなかに奏授告身の首部が採録されており、それによれば

經考肆、沓中中、參中上、年勞上考

と、參の次に中上の二字が入っている。それで一考は中中、残り三考は中上であったことがわかるのである。それではこのばあいの昇進はどうなるだろうか。まず中上二つで二階あがることは先述の通りで、一中上、一中中が残ることになるが、こういう評定が異なるときにはどう昇進するのかは記載がない。中上二つで二階あがるのだから、中上一つでは一階あがるといっても一応差つかえはなく、第三節にひいた貞觀十一年正月十三日の勅に

四考中中進年勞一階、每一考中上進一階。

とあるのもまたその証拠と考えられるから、これで一階あがりうる。これに所謂中中初基の階を一階加えれば考肆においては四階あがったことになる。ところが、一中上で一階あがるのならば、六典の注に「每二中上考、又進兩階」と、二つの中上で二階と書く必要があるだろうかという疑

問が払拭し難い。この疑問は、さきにひいた養老選敘令の六考のうち三考中上ごとに又一階を進め叙するという規定、すなわち、中上のばあいは半数がそうであったとき始めて一階あがるという規定を参照すると更に強められるように思う。従って六典の注を、中上が二つあって始めて又二階進めると解釈すれば、考肆においては二中上で二階、中中初基之階で一階、計三階あがったとも考えられるのである。

次にある年勞上考の四字は意味がよくわからない。年勞という語は寡見に入ったものは貞觀十一年の勅の中にあつた。

四考中中進年勞一階。

の例が一つあるのであるが、それで強いてこれを解釈すれば、四考が中中のときには、年勞というものを一階進めるとするのは意味が通り難いから、「年勞をもって」位を一階進めるとらねばならぬように思われる。かつて私は漢代官吏の昇進に際して、功と勞とは別個のもので、功は一つ二つと数えることのできる所謂てがらであるのに対し、勞は勤務日数である旨を考証したことがある。この原則は唐にもあるように思われる。何とならば、第三節でみたように恪勤匪懈は善の目であつて最の目ではない。而して最は功にあたるものと考え得るからである。そこで四考が中の評定であれば、普通の成績だということであり、無事勤務したからその年勞をもって一階あげるという趣旨なのではないかというわけである。勿論規定からいえば一最あ

って無善のものでも評定は中中であるけれども、一最を得るほどのものは、自然恪勤匪懈の善も得るのではないかと
思われ、第四節の造東大寺司の選文をみてみると、特にそ
ういう感を抱くのである。従って中中の評定は、実際はも
っぱら恪勤匪懈の者のためにあるのではなからうか。

年勞上考の年勞を以上の様に理解すると、「勤務日数も
上考である」ということになるが、それまでの考校で勤務
日数も評定を下す際に考慮されていた筈であるから、今更
こゝでいゝだす必要がないように思える。従って、むしろ
この語は後文につゞくのではないかという疑ももてる。

次の大曆十四年六月一日の制というのは、旧唐書徳宗本
紀によると、前月徳宗が崩じたので、皇太子は国を監し、
六月己亥朔、御丹鳳樓、大赦天下。罪無輕重咸赦除之。

内外文武三品以上賜爵一級。四品以下加一階。致仕官同
見任。

とあり、徳宗の崩御に際して出された大赦令と共に、四品
官以下に一齊に位一階の昇進を行われた制をさしている。

また今年——建中元年正月五日の制とは冊府元龜卷八十一
に、

建中元年正月辛未、拜郊廟、礼畢、御丹鳳樓、大赦天
下、内外文武官賜爵及階勲、天下子後父後者賜勲兩軫。

とあるものを指していると考えられる。この兩制にもとづ
いて二階昇進したことになる。行事加階の行事も正確な意
味が判明しないが、もし年勞上考を後文にかけると、やは
り年勞上考であるからこれゝの制によって事を行い階を

加えたという意味になって文章としては落着く様である。
たゞ兩度の制は省略された形で出ているので内容がわから
ないものいずれも勤務成績の悪い者には加階がなかった
ということとはできない様である。つまり、大赦令と同時に
でた処置だから勤務成績の如何によらず、すべての官吏に
臨時の絛位があったと考えた方がよい様である。従って年
勞上考のおさまる場所は遂に不明確ということになって、
決し難いのである。

次に明経加一階というのは六典卷二考功郎中の個所の注

明経降秀才三等：明経通二經已上每一經加一階、及官
人通經者後叙加階亦如之。

とあるものに匹適すると考えられる。即ち朱巨川は何か一
經に通じたので、この昇階をみたというわけである。告身
の記載のみによると明経加一階は何時のことかわからず、
自然このように解釈せざるを得ない。

以上今まで述べた分を加えると、五・一・四（又は三）
二・一の和、即ち十三階（又は十二階）を得たことになる。

そこで問題になるのは朱巨川の出身である。一般に唐に
おいて仕官しようとするものが、最初どの地位をあたえら
れるかということについては勿論規定があった。旧唐書職
官志には「出身入仕者著令」といゝ、この令がことの性質
上当然選挙令であることは想像に難くない。唐律の条文に
よると出身法と呼ばれるものがあつたことがわかるが、「唐
令拾遺」や日本の選叙令を参照してみると、出身入仕に關

聯する条文は数条にわたって令の中に散在しているから、恐らくそれらを一括して便宜上出身法とよんでいたのであらう。

出身入仕者の種類は唐六典・通典・旧唐書職官志などに記載してあるが、もつとも簡明な六典の記事によってみる。

凡敍階之法有以封爵、有以親戚、有以勲庸、有以資蔭、有以秀孝、有以勞考。

となっており、封爵を以てするものとは、嗣王・郡王以下子男にいたる有爵者が仕官する場合、親戚は皇帝、皇后、皇太后の親屬が出仕する場合、勲庸を以てするものとは、勲官を帯びるものが出仕する場合、資蔭によるものは一品以下五品以上の高官を帯びるものゝ子、又は孫が仕官する場合、秀孝を以てするものとは、貢舉せられ試験に合格したものの、すなわち科挙に及第したものゝ場合、勞考を以てするものとは既に出身入仕したものが勤務成績によって昇進する場合をいう。最後の勞考を以てするものは、先述した応考の結果によって昇進敍階されるものであるから、出身の例の中には入らないのである。今これを表示すると次の表のようになる。この表において、既に竹内理三氏や石尾芳久氏が指摘されたように、所謂科挙出身者の最高位が秀才上上第の正八品上にとゞまり、それが正四品官の子、従三品官の孫、正三品官の曾孫の蔭位と等しい位で、官僚の既得権がいかに擁護されているかをしめすことは注目すべきことであるほか、正二品に比すとされる勲官最高位の

上柱国が、仕官の際は正六品上の官におさえられており、五品官に入るには特別の制があつてはじめて昇除されるのであるから、一応この位置で頭うちになる仕掛になつてい

る点も、仲々巧妙な制度であるといわねばならぬ。

さて注記によれば朱巨川は、

用父贈太子洗馬蔭、合結儒林郎正玖品上。
とあるから、資蔭によって出身結階したことになる。太子洗馬は従五品上階の官で、その子は従八品下階の敍を得るが、巨川の父は死後太子洗馬を贈られたから、「贈官降正官一等」の原則によつて一階下の正九品上階より出発した。儒林郎は正九品上階に該当する文散官である。これは従九品下から数えて四階目にあたる。そこで先程の十三階（又は十二階）を加えると十七階（又は十六階）となる。注記では合計十六階としているから、考肆では三階昇進したと考えなければならぬ。考肆を四階に数えたとしても、このときは正六品上にとゞまる筈である。何故なら五品に達するときは別に指示を仰がねばならないからであるが、しかしそのときでも、合計が十七階になれば、やはり十七階と書いて、十六階とはしないだろうと思われる。告身の記載の範囲内では、以上の様な計算によつてちやうど数があることを指摘しておく。

ところが、それでは問題は全く解決したかというところばゆかない。それは考式以下はよいけれども、いわば考卷にあたるものはどうなつていたかということ、いゝかえれば、大曆三年七月以前の考課が昇進に全然影響していない

といふきれるのかという疑問があるのである。大曆三年の告身によって、彼が試大理評事兼豪州鍾離県令になる前任教陸州録事参軍であったことは明らかであるが、神道碑によつて彼の履歴をたずねるとどうなるだろうか。碑文ではまず

年二十、明経擢第。

とある。彼の二十才というと天宝三年にあたり、その年明経科に及第したというわけである。明経科及第者が官位を得るときは、蔭のない者は第一表にしめした様に、上上第が従八品下に敘せられるのを最高に、中上第の従九品上まで成績によつて四階のいづれかに敘位される。蔭位を得るもの場合はそれに加算されるが、注記では父の蔭によつたとしており、しかもそれが贈官の蔭である。注記の末文にある「明経加一階」がそれであると仮定すると、中上第ですら従九品上、即ち二階加算される筈であるから、原則にあわず、また、朱巨川の父が彼二十才以前に死んだ証拠もない。神道碑では明経擢第の後に官を得たという記事はなく、彼の著した「四皓碑磅礴」及び「睢陽守城論」の内容をのべてその学殖をしめそうとしているのみであるから、このときは仕官しなかつたとみるべきであろう。

このことは彼の初任官が何時かを決めると更にはつきりするだろう。碑文に彼の仕官のことが述べられている最初の記事は

御史大夫李季卿、実挙賢能、授左衛率府兵曹参軍、戸部

尚書劉晏、精求文史、改陸州録事参軍。

となつており、つゞいて鍾離県令兼大理評事を授けられたことが述べられる。そこで李季卿が御史大夫であった時が何時かを考えると初任の時期を推定できるわけである。李季卿の官歴を旧唐書卷九十九の本伝に求めると、果して彼は吏部侍郎で御史大夫を兼ねたことがある。但し、両唐書本伝ではその時期を書いていない。全唐文卷三九一に収めた独孤及の「正議大夫右散騎常侍李季卿墓誌」によると

由秘書少監為吏部侍郎、復兼御史大夫、慰撫山東淮南、明年勞旋典選如故、大曆二年拜右常侍。

とあるが、吏部侍郎になる前任が、墓誌は秘書少監とするのに、本伝は中書舎人としている。

それは、ともかく、旧唐書代宗本紀の永泰元年三月壬辰（一日）の詔に

左僕射裴冕、右僕射郭英乂……檢校工部尚書崔渙、吏部侍郎李季卿、王延昌、……等十三人並集賢院待詔。

となつてゐるから、彼が侍郎になつたのは少くも永泰元年二月以前である。それから、墓誌によつて、彼が右散騎常侍に転じたのが大曆二年となつてゐるから、大曆二年が最晩期限である。果して大曆三年の朱告には、吏部侍郎の一人は永泰元年と同じく王延昌であるが、今一人は（楊）綰となつてゐる。（実は李季卿は大曆三年に右散騎常侍で死んでゐる。）ところで広徳二年（永泰元年の前年）十二月乙丑の代宗本紀には

吏部侍郎暢璠、為左散騎常侍、河中尹。

とあるから李季卿か王延昌かどちらかがこの時吏部侍郎に

任官した筈である。大広智三藏不空和上表制集卷一に収める永泰元年十一月二十日附の「贈金剛三藏開府制」及び「捍不空三藏特進試鴻臚卿制」（共に制授告身）には両者が吏部侍郎として署判をしているが、時に李季卿は正議大夫（正四品上）、王延昌は銀青光祿大夫（從三品）である。しかも永泰元年三月一日の集賢院待詔にする制の吏部侍郎の順序が、品位の低い李季卿を先に書いていることは、李季卿の方が先任者であることをしめすと考えねばならぬ。そうすれば広徳二年十二月に暢瑑に代つて新たに吏部侍郎になつたのは王延昌と考ふるべきで、従つて李季卿の吏部侍郎就任は広徳二年十二月以前となる。嚴耕望の『唐僕尚丞郎表』で広徳元年から二年頃に吏部侍郎であつた人を求めるると王翊と崔渙とであるが、王翊は広徳二年三月には明らかに吏部侍郎ではなく、崔渙も広徳二年中に工部尚書に転任してしまつてゐるから、結局李季卿が吏部侍郎になつたのは広徳二年中ということになる。ところで前述の永泰元年十一月二十日の二制授告身には李季卿は吏部侍郎とのみあつて御史大夫を兼ねてゐない。一方全唐文卷四一〇、常哀の授李季卿右散騎常侍制（則ち制授告身の制文）では

正議大夫守尚書吏部侍郎集賢待制隴西果開國子賜金魚袋
李季卿

とあり、御史大夫を兼任してゐない。この制は大歴二年のものであるから、彼が吏部侍郎で御史大夫を兼ねていた時期は、広徳二年より永泰元年十一月以前の間か又は永泰二年（大歴元年）中ということになる。

一方朱巨川が睦州録事參軍になつたのは戸部尚書劉晏の推薦によるとある。旧唐書卷一二三の劉晏の伝によれば、宝応二年遷吏部尚書平章事、領度支塩鉄轉運租庸使、坐与中官程元振交通、元振得罪、晏罷相、為太子賓客、尋授御史大夫、領東都河南江淮山南等道轉運租庸塩鉄使如故：累遷吏部尚書、大曆四年六月与右僕射裴遵慶、同赴本曹視事。

とあり、新唐書卷一百四十九本伝もほぼ同じく、戸部尚書になつたという記載はない。しかし、唐会要卷八十七轉運塩鉄総叙によると、

広徳二年正月、（劉）晏以檢校戸部尚書、為河南及江淮以來轉運使。：：永泰二年晏為東道轉運常平鑄錢塩鉄使：：大歴五年詔停関内河東三川轉運常平塩鉄使。

として、広徳二年に劉晏が戸部尚書を檢校した事実がある。これは旧唐書卷四九食貨志にも

広徳二年正月、復以第五琦專判度支鑄錢塩鉄事、而晏以檢校戸部尚書、為河南及江淮已來轉運使、及与河南副元帥計会開決汴河。

とあることによつても裏付けられる。それでは檢校戸部尚書が何時までつゞくかということであるが、旧唐書代宗本紀、永泰二年正月丙戌に

以戸部尚書劉晏、充東都京畿河南淮南江南東西道湖南別南山南東道轉運常平鑄錢塩鉄等使。

とある。もっともこれは、戸部侍郎第五琦とともに天下の財賦を分理したときのこと、戸部の職務権限内の権力強

化の処置であるから、必ずしも戸部尚書を離れたということではなく、検校はひきつゞいていた可能性はある。そうすると、同本紀大歴三年四月戊寅の条に

以山南西道節度使鄧国公張獻誠、為檢校戸部尚書。

とあるから、この時が最晩期限といえる様である。

以上の考証を整理すると、李季卿が吏部侍郎兼御史大夫であった可能性は広徳二年より永泰元年十一月迄の約二年と永泰二年中、劉晏が戸部尚書であったのは、広徳二年正月から永泰二年正月まで、又は大歴三年四月までとなり、二年、又は四年余という期間である。

そうすると李季卿、劉晏両者のどちらから考えても、朱巨川が左衛率府兵曹參軍になるのは広徳二年より以前である筈はないわけである。而して広徳二年は、朱巨川には重要な年である。というのは、彼は大歴三年八月に鍾離県令兼大理評事になることは何度も述べたが、それより四年前が、即ち一考限遡ると広徳二年になる。私は先に注記に考卷を欠くのは不思議であるといったが、広徳二年八月から大歴三年七月までがその考卷にあたるのではあるまいかと思う。そうすれば、彼が左衛率府兵曹參軍となったのは広徳二年八月であると推定してよいだろう。陸州録事參軍になった時期は、劉晏の戸部尚書在任期間が不定だから決めた手がないけれども、勅授告身の文に「左衛兵曹參軍莊若訥等」という書出しがあることを思えば、莊若訥は恐らく広徳二年の同期任官者とおぼしいから、陸州録事參軍は或いは兼任で、左衛兵曹參軍が本官であったかも知れぬと思わ

れ、仮に専任となっていたにしても、大歴三年に近い時期であったのではなからうか。

そこで最後に残る問題は、この期間の考課の評定が、彼の昇進に関係がなかったかという問題である。

原則からいえば、関係のない筈はない。また、陸州録事參軍から豪州鍾離県令へ試任されるのならば、昇進であるから、評定が中以上の筈である。

一方、注記からみれば、考卷が抜けているのは不完全であるが、合計が十六階になるという筈がある以上、前述の計算で一応数は合うのである。それでは、全く何の操作をもほどこす余地はないだろうか。そうなるとたゞ一つ、仮定を認めれば余地を無理に作ることはできる。それは、考式並中上で五階昇進した処で、「奏聞別敍」の原則を唐にもあつたと考え、しかも朱巨川の場合には奏聞の結果別敍の恩典を得ず、三階昇進にとゞめられたか、又は別敍があつても四階にとゞめられたと考えた場合である。そうすれば二階、又は一階が余ってくる。二階ならば考卷は考中上參中中、一階ならば並中中の評定であつたということになる。これもまたそういう計算が可能だということをしめしたにとどまるのは申すまでもない。

これで建中元年迄の朱巨川の官歴は考証しおわつた。こゝまで調べたのであるから、ついでにそれ以後彼はどうかつたかということにもふれておこう。神道碑によれば、

擢起居舍人知制誥、換司勳員外郎、掌誥如初、拜中書舍人、……以建中四年三月九日、遘疾終於上都勝業里私

第、……贈華州刺史。

となつてゐる。本稿の主題である建中元年の奏授告身は、朝議郎正六品上を授けるものであるが、最初に起居舎人試知制誥朱巨川とあるから、この告身と同時、又は少し以前に起居舎人に任ずる告身が与えられていた筈である。

次に最も有名な建中三年六月の朱巨川勅授告身は、

勅典掌王言潤色鴻業必資純懿之行以彰課最之績久更其職用得其才朝議郎行尚書司勳員外郎知制誥朱巨川學綜墳史文含風雅貞廉可以勵俗通敏可以成務自司綸翰屢變星霜酌而不竭時謂無對今六官是綵百度惟貞才識兼求余其稱職膺茲獎拔是用正名光我禁垣美在斯挙可守中書舎人散官如故

建中三年六月十四日

太尉兼中書令臣在使院

銀青光祿大夫守中書侍郎同中書門下平章事臣張使
通直官朝議郎守給事中賜緋魚袋臣閔播奉行

奉

勅如右牒到奉行

建中三年六月十五日

侍中闕

銀青光祿大夫守門下侍郎同平章事札

正議大夫行給事中 審

月日時都事
左司郎中

吏部尚書闕

朝請大夫權判吏部侍郎范陽郡開國公 翰

吏部侍郎闕
尚書左丞闕

朝議郎守中書令

人朱巨川奉

勅如右符到奉行

主事怡

判郎中 滋 令史 侯朝

書令史

建中三年六月十六日下

とあり、勅文によつて司勳員外郎から中書舎人に遷るとき告身であることは申すまでもないが、告身の資料からも神道碑と同じ経過がたどれることを指摘しておこう。彼はこの告を得てより九カ月の後に死去したのであつた。

死後華州刺史を贈られたものゝ、彼は終に朝議郎、正六品上をこえて五品官の列に入ることにはなかつた。兩唐書にも伝をもたず、生涯を六品官の位に終つた彼の官歴は、一応唐の中堅官吏の例としてその意味を認めることができるであらう。

なお、朱巨川という人物は、徐浩、顔真卿の手になると稱する告身によつて著名ではあつたが、兩唐書に伝を立てられなかつた為、その行状については、先述の通り武億が授堂金石文字統跋において、文苑英華の李紆の作にかかると神道碑を指摘する迄は明らかに之を知る人がなかつたらしい。しかし、朱巨川の告身を所有した人の中で陳繼儒は妮古録卷一の中に、張陽伝の中に朱巨川の名の有る事を記

しており、また武億は右の授堂統跋の中で、新唐書李華伝に朱巨川の名の有る事を指摘している。そのほか、清の徐松の登科記考卷八、開元二十九年、明經科の個所に朱巨川の名があり、神道碑を資料とし、勞格・趙鋌の郎官石柱題名考卷八、司勳員外郎の条、朱巨川の個所には、神道碑、李華伝、張巡伝のほか、文苑英華卷九七二、梁肅、常州刺史独孤及行状中に及の推挙した芸文之士の一例として故中書舍人吳郡朱巨川の名をあげていることもあわせて指摘している。しかし、登科記考、郎官石柱題名考の両者は、逆に告身と連関せしめていない。これら朱巨川に関する考証を網羅的にあげたのは鄭業敷の独笑齋金石文考殘稿中の朱巨川告身の条で、鄭氏は武億の考証を高く評価している。

新唐書にみえる朱巨川の記事をついでに記して置くと次の様なものである。まず卷一九二忠義伝中、張巡伝末尾に、
巡亡三日而(張)鎬至、十日而広平王収東京、鎬命中書舍人蕭昕誅其行、時議者或謂、巡始守睢陽、衆六万既糧尽、不持滿按隊出再生之路、与夫食人寧若全人、於是張澹・李紆・董南史・張建封・樊晃・朱巨川・李翰咸謂、巡蔽遮江淮、沮賊勢、天下不亡其功也、翰等皆有名士、由是天下無異言。

とあり、これによって、神道碑にみえる巨川の「睢陽守城論」と意味が明かになる。また卷二〇三文芸伝中の李華伝には、

華愛獎士類、名隨以重、若独孤及・韓雲卿・韓会・李紆・柳識・崔祐甫・皇甫冉・謝良弼・朱巨川、後至執政頭

官。

とある。

私はこゝに本稿を終えるにあたって今までの考証の結果を次の二つのかたちにしめし、もって結論にかえようとおもう。

〔その一〕

金石萃編におさめられた建中元年朱巨川奏授告身は、誤脱錯簡が多いが、次の形が原形に近いと考えられる。○印が訂正個所である。

尚書吏部

起居舍人試知 制誥朱巨川

用父贈太子洗馬蔭合結儒林郎正玖品上任試大理評事兼豪州鍾離縣令經考式並中上任兼監察御史經考參並中中任右補闕内供奉經考肆中中參中上年勞上考其準大歷十四年六月一日及今年正月五日制並行事加階明經加一階計壹拾陸合正陸品上叙

右一人擬朝議郎正陸品上行起居舍人試知

制誥

尚書左僕射闕

開府儀同三司尚書右僕射知省事上柱國臣希逸
光祿大夫行吏部尚書上柱國吳郡開國公臣真卿
正議大夫吏部侍郎上柱國吳郡開國男賜紫金魚袋未上
朝議郎權知吏部侍郎賜緋魚袋臣說等言謹件朱巨

川王密関播
謝良輔独孤弼等伍人擬階如右謹以申聞謹奏

建中元年八月廿二日

朝議郎守尚書吏部郎中賜緋魚袋臣王定上
朝議大夫守給事中臣崔容誥
銀青光祿大夫守門下侍郎同平章事上注國臣楊炎省
侍中

聞押

月。日。都。事。受。

左。司。郎。中。付。吏。部。

光。祿。大。夫。吏。部。尚。書。上。柱。國。吳。郡。開。國。公。真。卿。

朝議郎權知吏部侍郎賜緋魚袋 說

正議大夫吏部侍郎未上

銀青光祿大夫行尚書左丞

告朝議郎行起居舍人試知制誥朱巨川計奏被

旨如右符到奉行

主 事 意

郎中 定 令 史

書 令 史

建中元年八月 日下

〔その二〕

朱巨川の官歴は、確實にはわからないけれども、仮に今までの仮定を認めてつじつまをあわせて表示してみると下段の表のようになる。

		建中																		
		大 曆		永 泰		廣 德														
		1	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	
正六品	上																		○	明經
	下																		○	正月五日制
從六品	上																		○	六月一日制
	下																		○	考四
正七品	上																			一中中
	下																			三中上
從七品	上													○						考三 四中中
	下									○										
正八品	上																			考二
	下																			四中上
從八品	上					○														
	下	○																		
正九品	上																			考一? 四中中?
	下																			
從九品	上																			
	下																			

【註】

- ① 本告身の伝来経過等については拙稿「唐告身の古文書学的研究」参照。
- ② 拙稿「漢代における功次による昇進について」東洋史研究十二の三参照。
- ③ 唐名例律には諸除名者官爵悉除、課役従本色、六載之後聽叙、依出身法とあり、同所疏議には出身者法という。
- ④ 竹内理三「律令官位制における階級性」「律令性と貴族政權」第一部一七七頁。
- ⑤ 石尾芳久「古記の解釈」「日本古代法の研究」所收。独笑齋金石文考殘稿 二四下。本書を参照するにあたっては東洋文庫、堀敏一氏に御世話になった。深く謝意を表する。

あとがき

本稿の上は、史泉第十一号（昭和三十三年八月）、中は第十二号（昭和三十三年十月）に掲載された。その後編輯の都合で下の掲載まで少し時間を費したが、その間、内藤乾吉教授をはじめ幾多の先学より種々の教示をうけ、また私自身も執筆当初に比較すれば告身に関する知見については多少のひろがりを持つことができた。特に法帖類に収められた告身については、内藤教授のほか、外山軍治、中田勇次郎両教授よりも教示をうけ、上篇執筆当時の蒙を啓かれた。上篇、第二節の初（史泉十一号四頁下段七行目より五頁上段二行目まで）に書いた伝世の朱巨川告身についての敘述は全く不十分であるのみならず、誤をも述べてい

る。この部分に関しては、既に別稿「唐告身の古文書学的研究」の中に、それぞれの告身について伝来経過を詳しく述べたから、それを参照していただければ幸いであるが、本稿としては、四頁下段、後より八頁目の「ただ、今の私にいえることは」以下、五頁上段二行目、「この点について広く御教示を仰ぎたい。」迄の十行を削除する。

本稿を執筆した当初には唐告身を個別的に研究する第一歩として、一つのテストケースとしようという意味をも含んでいたのであるが、今日にいたってみると、その意図にそって執筆した拙稿が二、三活字になっていたので、その相關関係をここに記してあわせて御叱正いただきたい。

主体を為すものは、「唐告身の古文書学的研究」（西域文化研究三、敦煌・吐魯番社会経済史料下、高谷大学西域文化研究会編、宝蔵館刊）であり、これを補うものとして本稿、即ち「建中元年朱巨川奏授告身と唐の考課」のほか、「高谷大学所蔵吐魯番出土の張懷寂告身について」（高谷大学論集第三五九号、小笠原宣秀と共著）、「唐元和元年高階真人遠成告身について——遣唐使の告身と位記——」（関西大学東西学術研究所論叢四十一）があり、別にこれら唐告身に先行する形式を求めようとした企てとして「漢代官吏の辞令について」（関西大学文学論集第十卷第一号）と、「南北朝時代官吏の辞令について」（未発表）が連関する。また、本稿の考課に関連するものとして「佐伯宿禰今毛人伝略考——奈良時代官人昇進の一例——」（高谷史壇第四四号）がある。